

様式第八号 (第三条関係)

該当する番号を○で囲む。

一般建設業の許可の場合は、下段を消す。(建設業法第7条第2号該当)
特定建設業の許可の場合は、上段を消す。(建設業法第15条第2号該当)
「一般」、「特定」両方の許可の場合は、両方残す。

(用紙A4)

申請内容が「新規」の場合は「変更」を削除し、「変更」の場合は「新規」を削除。追加の場合は、そのまま残す。

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

「1」を記入する場合は、新規申請、許可替え新規、般特新規、追加等の際に提出する場合

「1」を記入する場合は、「届出者」を消す。

令和 6 年 6 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
鹿児島県知事 殿

申請者
届出者
鹿児島市鴨池新町10-1
ガッツ建設産業(株)
代表取締役 鶴丸 みづえ

区分 項番 1 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

許可番号 6246 国土交通大臣 鹿児島県知事 許可(般特)第006856号 許可年月日 令和01年07月30日

姓と名の間は1マス空ける。

番号、年月日は右詰で記入し、空位の欄は、「0」で埋める。

Form for Masahiko Matsuoka. Includes fields for name (フリガナ: マツカ 松若和秀), birth date (4/9/1991), qualification (13), and address (鹿児島市山下町14-50).

Form for Yamamoto Shun. Includes fields for name (フリガナ: ヤマモト 山本秀夫), birth date (3/3/2004), qualification (13), and address (志布志市志布志町志布志2-1-11).

Form for qualification requirements. Lists criteria for general construction (e.g., university degree + 3 years experience) and specific construction (e.g., 2 years supervision experience).

婚姻等により氏名を変更した場合は、項番「61」の区分の「3 専任技術者の追加」及び「4 専任技術者の交替に伴う削除」の2種類の届出が必要となります。(別途「変更届出書」(様式第22号の2)も必要)
☆資格者証も氏名変更後のものを添付。

様式第八号

記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「１」を記入すること。
 - （２）許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「２」を記入すること。
 - （３）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「３」を記入すること。
 - （４）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - （５）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「

{	建設業法第7条第2号
	建設業法第15条第2号

」、「

{	地方整備局長
	北海道開発局長

」、「

{	国土交通大臣
	知事

」及び「

{	一般
	特

」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **〔6〕〔2〕**「許可番号」の欄の「

--

大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**〔0〕〔0〕〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕**又は**〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **〔6〕〔3〕**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**〔ギ〕**又は**〔フ〕**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**〔建 設 〕 〔 大 郎 〕 〔 〕 〔 〕**のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **〔6〕〔4〕**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

実務経験証明書

下記の者は、 管 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6年 6月 1日

実務経験を有する業種名を記入する。

・所在地、商号又は名称及び代表者名を記入する。
・証明者が異なる場合は、それぞれ別様とする。

始良市加治木町諏訪町12
(株)グランド建設

証明者 代表取締役 伊地知 修一

証明者の立場から見た、被証明者との関係を記入する。

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	霧島 太郎	生年月日	昭和41年10月12日	使用された期間	平成11年4月から 令和 5年5月まで
使用者の商号又は名称	(株)グランド建設	「使用された期間」は入社から、証明日(退職している場合は退職日)までの期間を記入する。			
職名	実務経験を有した当時の会社名	実務経験の内容		実務経験年数	
現場主任		S 邸配管工事 他		平成12年4月から平成13年3月まで	
〃		K 邸給排水工事 他		平成13年4月から平成14年3月まで	
工事係長		T 邸浄化槽工事 他		平成14年4月から平成15年3月まで	
〃		Y 邸給排水及び浄化槽工事 他		平成15年4月から平成16年3月まで	
工事課長		H 邸給排水設備工事 他		平成16年4月から平成17年3月まで	
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 5年 0月

職名は具体的に記入する。
*「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名

・実務経験の内容は、1年に1件ずつ具体的な工事名をあげ、「〇×工事他」と記入することができる。
・必要に応じ、契約書等を確認する必要がある。
・工事名に個人名が含まれる場合には、個人名が特定されないように記入する。
例) 橋本邸 → H邸

★注意
同一の期間で、2業種以上の実務経験は認められない。
*このため、この例では、平成12年4月から平成17年3月までの間で、管工事と電気工事の2業種の実務経験の証明は認められない。どちらか1業種のみ証明しかできない。

使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合は、その理由を記入する。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、とび・土工 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 6 月 1 日

指導監督的実務経験を有する業種名を記入する。

・所在地、商号又は名称及び代表者名を記入する。
・証明者が異なる場合は、それぞれ別様とする。

始良市加治木町諏訪町12
(株)グランド建設

証 明 者 代表取締役 伊地知 修一

証明者の立場から見た、被証明者との関係を記入する。

被証明者との関係 社 員

実務経験を得た当時の会社

「使用された期間」は入社から、証明日(退職している場合は退職日)までの期間を記入する。

技術者の氏名	霧島 太郎	生年月日	昭和41年10月12日	使用された期間	平成11年4月から 令和 5年5月まで
使用者の商号又は名称	(株)グランド建設				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
鹿児島県	60,000千円	工事課長	県道〇△線法面工事	平成17年4月から平成18年5月まで	
〇×建設(株)	90,000千円	〃	〇△交流館新築工事(造成)	平成18年6月から平成18年11月まで	
〇〇産業(株)	45,000千円	〃	〇×デパート外構工事	平成19年5月から平成19年12月まで	
鹿児島市	55,000千円	〃	〇△空港新築工事(造成)	平成20年4月から平成21年3月まで	
	千円			年 月から	年 月まで
発注者から直接請け負った工事(元請工事)で、 昭和59年9月30日以前については、 昭和59年10月1日から平成6年12月28日までは、 平成6年12月29日以降については、 の工事について1件ごとに記入する。(消費税及び地方消費税は含む。)			1,500万円以上 3,000万円以上 4,500万円以上	・「実務経験の内容」及び「実務経験年数」は、契約書に記載されているものを転記する。 ・実務経験の年数が24ヶ月以上になるまで記入する。 ただし、工期が重複している場合どちらか一方の実務経験として計上する。	
	千円			年 月から	年 月まで
★確認資料について 「実務経験の内容」に記載した全ての工事の請負契約書、注文書、請書等の資料を添付すること。 資料は、具体的な工事内容や業種、金額及び工期の確認ができるものに限る。					
	千円			年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 3 年 4 月

記載要件

★ 指定建設業(土木、建築、管、鋼構造物、電気、舗装、造園)の特定建設業の許可において、専任技術者になることができるのは、1級技術者のみであるため、指定建設業においては、1級技術者以外の者がこの様式で実務経験を証明しても専任技術者になることはできない。

* 1級技術者については、この様式の添付は不要である。

2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

不要なものは消す。

許可申請者 **（法人の役員等）**
本 人
法 定 代 理 人
役員等 の住所、生年月日等に関する調書

・法人の場合は、「様式第一号別紙一（役員等の一覧表）」に記載した役員等全員（経營業務の管理責任者は除く。）について作成する。
 ・個人の場合は、事業主について作成する。経營業務の管理責任者である場合には作成不要。

住	鹿児島市小川町3-56		
氏 名	鶴丸 みづえ	生 年 月 日	昭和30年 1月 1日生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
<p>株主（下記記載要領2参照）、顧問、相談役についても、本様式を作成する必要があるが、賞罰欄の記入はしない。また、署名及び押印もしない。</p> <p>株主、顧問、相談役の「役名等」欄は「株主等」と記入する。</p>		<p>・建設業における行政処分及び行政罰はもちろん、刑事罰その他の賞罰についても記入する。</p> <p>・許可の欠格要件にも関わるものであるため、該当がないかどうか十分に確認の上、該当がない場合は、「なし」と記入する。 （該当がある場合の記載例） 「令和〇年〇月〇日 建設業法第28条第1項第2号に基づく指示処分」</p> <p>不明な点があれば県監理課建設業許可係に問い合わせてください。</p>	
上記のとおり相違ありません。			
令和 6 年 6 月 1 日		氏 名 鶴丸 みづえ	

記載要領

- 「（法人の役員等）
 本 人
 法 定 代 理 人
 法定代理人の役員）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載及び署名を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載及び署名を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	薩摩川内市天辰町1000-1		
氏 名	川内 五郎	生 年 月 日	昭和38年 7月 28日生
営 業 所 名	川内営業所		
職 名	営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における行政処分及び行政罰はもちろん、刑事罰その他の賞罰についても記入する。 ・許可の欠格要件にも関わるものであるため、該当がないかどうか十分に確認の上、該当がない場合は、「なし」と記入する。 （該当がある場合の記載例） 「令和〇年〇月〇日 建設業法第28条第1項第2号に基づく指示処分」 	
		不明な点があれば県監理課建設業許可係に問い合わせてください。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 6 年 6 月 1 日		氏 名 川内 五郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- ・建設業法上の営業所（主たる営業所を除く。）を設置している場合に作成する。
- ・個人事業主が支配人（支配人登記された者に限る。）を設置している場合にも作成する。
- ・令第3条に規定する使用人が役員を兼ねている場合は、作成不要。
- ・様式十二号で作成する。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株 主 （ 出 資 者 ） 名	住 所	所 有 株 数 又 は 出 資 の 価 額
鶴丸 みずえ	鹿児島市小川町3-56	500株
鶴丸 太郎	鹿児島市小川町3-56	200株
緒川 大喜	鹿児島市城山町1-24	300株

・株式会社、特例有限会社の場合は、必ず株数で記入する。（〇〇株）
 ・その他の法人の場合は、出資金額で記入する。（〇〇〇円）

※株主名や所有株数等が定款で確認できない場合は、取締役会議事録又は直近の確定申告書の「同族会社等の判定に関する明細書 別表2」等を添付してください。
 ※「役員等の一覧表」とは異なり、法人についても記入が必要。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

短期借入金明細

長期借入金明細

借入先	金額	摘要	借入先	金額	摘要
○×銀行上町支店	30,000,000	手形借入	△○信用組合本店	67,275,000	証書借入
○△公庫鴨池支店	24,108,000	〃			
<p>・許可申請書等に添付する貸借対照表の負債の部に記入してある短期借入金及び長期借入金の額と下の明細の計に記入してあるそれぞれの額が一致する。 ・原則として、手形借入金は短期借入金に、証書借入金は長期借入金に区分する。 ・金額の欄は、円単位で記入する。 ・支店名まで記入する。</p>					
計	54,108,000円		計	67,275,000円	

※ 長期, 短期を区別する。
 ※ 金融機関については支店名まで記入する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和34年 5月 27日	創業	法人の場合、必ず設立時資本金を記入。
	昭和36年 1月 16日	(有)ガッツ建設産業（資本金500万円）設立	
	昭和36年 12月 9日	資本金の変更（資本金1,000万円）	会社の登記簿に記載のある事項は必ず記入する。
	昭和37年 4月 1日	ガッツ建設産業(株)へ商号変更	
	昭和42年 9月 30日	志布志営業所の開設	
	昭和42年 9月 30日	資本金の変更（資本金3,000万円）	
	平成25年 7月 18日	本社移転（鹿児島市鴨池新町10-1）	
	年 月 日		

建設業の登録及び許可の状況	昭和36年 10月 1日	建設業 鹿児島県知事登録 第238号
	平成 8年 7月 4日	建設業 鹿児島県知事許可 第6856号 (般-土木, 建築, とび・土工, 石, 造園)
	平成16年 7月 30日	建設業 鹿児島県知事許可 第6856号 (特-土木, 建築)
	年 月 日	
	年 月 日	更新を除いた許可の取得状況を記入する。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	・建設業における行政処分及び行政罰はもちろん、刑事罰その他の賞罰についても記入する。 ・許可の欠格要件にも関わるものであるため、該当がないかどうか十分に確認の上、該当がない場合は、「なし」と記入する。 （該当がある場合の記載例） 「令和〇年〇月〇日 建設業法第28条第1項第2号に基づく指示処分」 不明点があれば県監理課建設業許可係に問い合わせてください。
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 鹿児島県建設業協会 一般社団法人 鹿児島県建築協会	昭和51年 6月 1日 平成 3年12月 1日
<p>・建設業に関する調査、指導等、建設工事の適切な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を図ることを目的とする社団または財団法人で、建設業法第27条の37の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体に加入している場合に記入する。</p> <p>・加入団体が無い場合も「なし」と記入し、添付する。</p>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
○×公庫 鹿児島支店	○△銀行 上町支店	○×信用組合 本店	××農協 上町支店
<p>・取引のある金融機関を全て記入する。 *「借入金明細」に記載されている金融機関や預金残高証明書発行金融機関は必ず記入する。 ・支店等の名称まで正確に記入する。</p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

技 術 職 員 名 簿

氏 名	年 令	最 終 学 歴			法 7 第 条 資 格		法 15 第 条 資 格		実 務 経 験 年 数		工 事 の 種 類	建 設 工 事 に 関 する 資 格 免 許 等	
		卒 業 年 度	学 歴 (該 当 を ○ で 囲 む)	学 科 名	法 7 第 条 資 格	法 15 第 条 資 格	法 7 第 条	法 15 第 条	年	月			
鶴丸 太郎	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒		第2号 イ ハ	第2号 イ ハ	30	年	年		土木一式		
松若 和秀	〇〇	H〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒		ハ	ハ	月	月			土木一式 建築一式 とび・土工 造園, 石	1級土木施工 1級建築施工 1級造園施工	
山本 秀夫	〇〇	H〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒	土木工学	第2号 イ ロ ハ	第2号 イ ロ ハ	年	年	月	月	土木一式 建築一式 とび・土工 造園, 石	1級土木施工 2級造園施工 1級建築士	
蒲生 広郷	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒	建築学	第2号 イ ロ ハ	第2号 イ ロ ハ					建築一式	1級建築士	
国分 隼人	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒	土木工学	第2号 イ ロ ハ	イ ロ ハ	年	年	月	月	土木一式 とび・土工 石	2級土木施工 2級管施工	
霧島 太郎	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒	土木工学	第2号 イ ロ ハ	第2号 イ ロ ハ	5	年	0	年	3 4 月	とび・土工	
指宿	<p>この様式は、建設業に従事する常勤の技術職員を記載するもので、「使用人数（様式第四）」の内訳を記載する様式です。 必ず記入人数が「使用人数」の技術関係使用人の合計欄と一致します。</p>												
蒲生 広郷	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒		イ ロ ハ	イ ロ ハ	年	年	月	月	とび・土工		
川辺 秀作	〇〇	S〇〇	大卒 高専卒 高卒 中卒		第2号 イ ロ ハ	第2号 イ ロ ハ	年	年	月	月	とび・土工		

記載要領

1. 建設業に従事する職員(代表権を有する役員, 事業主を含む)について, その職務の内容により, 技術職員と技術職員以外の職員以外の職員に分けて記載すること。
2. 常勤の職員のみ記載し, 非常勤の役員, 監査役及び日々雇い入れられる者等は, 記載しないこと。
3. 資格の欄は, 該当するものを○でかこむこと。

株 主 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和6年4月4日 午後2時
- 2 場 所 当社会議室
- 3 出席株主数 3 人
- 4 議 事

代表取締役鹿児島太郎は議長となり、出席者が法定数に達したので、これより株主総会を開催すると宣し、令和6年3月31日 現在における鹿児島組（代表者鹿児島太郎）の債権、債務（資産、負債）を下記のとおり鹿児島建設（株）（代表取締役鹿児島太郎）に譲渡（受）したいと提案。

記

債権総額	11,500,000円
債務総額	6,500,000円

上記のとおり、債権、債務の譲渡（受）を全員異議なく承認した。

本議事内容を証するため議事録を作成し、議長並びに出席取締役は記名捺印する。

令和6年4月4日

議長（代表取締役）	鹿児島 太郎
取 締 役	錦江 一平太
取 締 役	鹿児島 翔子

代表取締役印を押印すること

Ⓢ ←

Ⓢ ←

Ⓢ ←

私印を押印すること

債権債務譲渡（受）承諾書

令和6年3月31日 現在における鹿児島組（代表者鹿児島太郎）が所有する下記の債権、債務（資産、負債）については、設立する鹿児島建設（株）（代表取締役鹿児島太郎）に譲渡し、会社は譲受することに異議なく承認致しました。

令和6年4月4日

譲渡人	鹿児島組（代表者）	鹿児島太郎	Ⓜ	←	譲渡人の私印を押印すること
譲受人	鹿児島建設（株）				
	代表取締役	鹿児島太郎	Ⓜ	←	代表取締役印を押印すること
	取締役	錦江一平太	Ⓜ	←	私印を押印すること
	取締役	鹿児島翔子	Ⓜ	←	

(注)

- | | |
|---|---|
| ① | 個人の資産及び負債のうち法人へ引き継ぐものを記入すること。 |
| ② | 資産合計及び負債合計は、株主（社員）総会議事録に記入されている債権総額及び債務総額とそれぞれ合致すること。 |

引継資産内訳明細書

資産の部			負債の部		
1	現金預金	1,350,000 円	1	支払手形	350,000 円
2	受取手形	650,000 円	2	工事未払金	565,000 円
3	完成工事未収入金	2,500,000 円	3	短期借入金	1,200,000 円
4	有価証券	円	4	未払金	500,000 円
5	自己株式	円	5	未払法人税等	円
6	親会社株式	円	6	未払費用	円
7	未成工事支出金	550,000 円	7	未成工事受入金	2,900,000 円
8	材料貯蔵品	円	8	預り金	円
9	短期貸付金	1,600,000 円	9	前受収益	円
10	前払費用	円	10	修繕引当金	円
11	その他流動資産	円	11	完成工事引当金	円
12	貸倒引当金	円	12	その他流動負債	円
	流動資産計	6,650,000 円		流動負債計	5,515,000 円
13	建物・構築物	3,500,000 円	13	長期借入金	985,000 円
14	機械・運搬具	850,000 円	14	その他固定負債	円
15	工具器具・備品	500,000 円		固定負債計	985,000 円
16	土地	円		負債合計	6,500,000 円
17	建設仮勘定	円			
18	その他有形固定資産	円			
	有形固定資産計	4,850,000 円			
19	無形固定資産	円			
20	投資等	円			
	固定資産合計	4,850,000 円			
	資産合計	11,500,000 円			

一般建設業の許可の場合は、下段を消す。(法第7条第2号該当)
特定建設業の許可の場合は、上段を消す。(法第15条第2号該当)
「一般・特定」両方の許可の場合は、両方残す。

変更届出

(第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称、所在地又は業種
- (3) 資本金額
- (4) 役員等の氏名
- (5) 個人業者の氏名
- (6) 支配人の氏名
- (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人
- (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
- (9) 建設業法第15条第2号

について変更があつたので届出をします。

変更事項に○をつける。

令和 6年 8月 15日

地方整備局長
北海道開発局長
鹿児島県知事 殿

鹿児島市鴨池新町10-1
ガッツ建設産業(株)
届出者 代表取締役 鶴丸 みづえ

大臣コード
知事

番号、年月日は右詰で、空位の欄は、「0」で埋める。

許可年月日

許可番号: 3546 国土交通大臣 許可(一般) 05第006856号 令和05年07月30日

法人番号: 361234567890123 法人の場合のみ記入する。

記

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Contains a large watermark: 記入例は次ページ参照.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for registration details including fields for 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地, 郵便番号, 電話番号, 資本金額又は出資総額.

連絡先

所属等 総務部庶務課 氏名 吉野 花子 電話番号 099-286-2111
ファックス番号 099-286-5617

変更届出書（第一面）記入例

「役員等」の変更の場合は、株主等も含め
変更前後の全員を記載（監査役は不要）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 鹿児島太郎	代表取締役 鹿児島太郎	R6.6.1	経営離任（常）
（経営のみの変更）	取締役 鹿児島花子	取締役 鹿児島花子	R6.6.1	経営就任（常）
	取締役 鴨池次郎	取締役 鴨池次郎		
役員等の氏名（経営）	代表取締役 鹿児島太郎	代表取締役 鹿児島太郎	R6.6.1	経営離任（常）
	取締役 鹿児島花子	取締役 鹿児島花子	R6.6.1	経営就任（常）
	-	取締役 鴨池次郎	R6.6.1	就任（非）
	-	相談役 天文館寅次郎	R6.6.1	就任
役員等の氏名	代表取締役 鹿児島太郎	代表取締役 鹿児島太郎	R6.6.1	
	取締役 桜島花子	取締役 鹿児島花子	R6.6.1	氏名の変更
役員等の氏名（経営）	代表取締役 鹿児島太郎	-	R6.7.1	代表取締役辞任 経営離任
	取締役 鹿児島花子	代表取締役 鹿児島花子	R6.7.1	代表取締役・経営就任（常）
	取締役 鴨池次郎	取締役 鴨池次郎		
役員等の氏名（経営）	-	代表取締役 鹿児島太郎	R6.7.25	代表取締役・経営就任（常）
	代表取締役 鹿児島花子	代表取締役 鹿児島花子	R6.7.25	経営離任
	取締役 鴨池次郎	取締役 鴨池次郎		
役員等の氏名	代表取締役 鹿児島太郎	代表取締役 鹿児島太郎	R6.8.1	代表者就任
	代表取締役 鹿児島花子	代表取締役 鹿児島花子	R6.8.1	代表者離任
	取締役 鴨池次郎	取締役 鴨池次郎		
	相談役 天文館寅次郎	相談役 天文館寅次郎		
	株主等 鹿児島 一郎	株主等 鹿児島 一郎		
	株主等 鹿児島 次郎	-	R6.8.1	株主非該当
	-	株主等 鹿児島 三郎	R6.8.1	株主該当
営業所の業種	建、大、管	建、大	R6.9.1	本社
専技	山田 一郎	山田 一郎		本社
	川島 太郎	-	R6.9.1	本社離任
営業所の業種	土、と、石	土、と、石、園	R6.9.1	志布志営業所
専技	山本 秀夫	山本 秀夫		志布志営業所
	-	鶴丸 やすお	R6.9.1	志布志営業所就任
専技	松若 和秀	-	R6.10.1	主たる営業所離任
	-	田川 昌三	R6.10.1	主たる営業所就任
専技	村若 和秀	村若 和秀	R6.10.1	主たる営業所
	鶴丸 次郎	-	R6.10.1	主たる営業所離任
専技	村若 和秀	-	R6.11.1	主たる営業所離任
	-	村若 和秀	R6.11.1	志布志営業所就任
営業所の新設	-	始良営業所	R6.12.1	
令3条の使用人	-	蒲生 三郎	R6.12.1	始良営業所就任
専技	-	蒲生 三郎	R6.12.1	始良営業所就任
営業所の廃止	始良営業所	-	R6.1.1	
令3条の使用人	蒲生 三郎	-	R6.1.1	始良営業所離任
専技	蒲生 三郎	-	R6.1.1	始良営業所離任
資本金の変更	30,000千円	50,000千円	R6.2.1	
所在地の変更	〒892-8520	〒890-8577	R6.3.1	主たる営業所
	鹿児島市小川町3-56	鹿児島市鴨池新町10-1	R6.3.1	主たる営業所
	099-0000-0000	099-0000-0000	R6.3.1	主たる営業所
	099-0000-0000(FAX)	099-0000-0000(FAX)	R6.3.1	主たる営業所

これまで取締役だったものが経営となり、元々経営であった取締役も役員として引き続き残る場合（役員の変更はなし）

これまで取締役だったものが経営となり、経営だったものが役員として引き続き残る場合併せて役員と相談役の就任がある。

役員等の氏名のみの変更の場合

経営だったものが役員も辞任する。

取締役だったものが代表取締役となり、かつ経営に就任する。

新しく役員に就任し、経営にも就任する場合

代表取締役が2人いる場合で、代表者を交代する場合

株の譲渡などにより持株比率が100分の5未満となった場合又は株主でなくなった場合

資本金の増資や株の取得などにより100分の5以上の株主に該当することになった場合

専技の交代により、業種が一部廃業になる場合、別途、廃業届（一部廃業）の提出も必要

営業所の業種の追加に伴い、専技が追加になる場合

専技の交代の場合

営業所に2人いた専技が1人になる場合

専技の置かれる営業所が変更になった場合

営業所を新設した場合

営業所を廃止した場合

所在地に変更があった場合

(第二面)

区分 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣コード

許可番号 国土交通大臣 許可(特) 第 号 令和 年 月 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定

変更前

(従たる営業所)

フリガナ シブシエイギョウショ 営業所の営業業種の変更の場合

従たる営業所の名称 (例) 志布志営業所の建築一式(特定)の追加
下段のコラムに今まで許可を得ていた業種を記入。
上段のコラムに建築一式を追加した状態の許可業種を記入。

62ページ 資料11の市町村コード
番号表のコードを記入

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 鹿児島県 市区町村名 志布志市

従たる営業所の所在地 県名と市町村名を記入する。

郵便番号 市町村名に続く町名、大字名から記入する。
丁目、番地、号は記入しない。ハイフン「-」で記入する。

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定

変更前

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称

この様式は、下記の事項が発生した際の手続きに必要。
①から⑥までは、必ず変更届書(第一面)とセットで用いる。

従たる営業所の所在地市区町村コード

従たる営業所の所在地

郵便番号

営業しようとする建設業

変更前

①営業所の名称及び所在地の変更
②営業所の新設届
③営業所の業種変更
④営業所の廃止
⑤経営業務の管理責任者及び専任技術者がいなくなったこと等による届出書
⑥一部廃業

(注意事項)
(1)営業所に係る変更がない場合は、第二面の提出は不要
(2)上記⑥について、一部廃業を行い、営業所の「営業しようとする建設業」項番「83」に変更が生じた場合、廃業届と一緒にこの様式(第二面)を提出する。
(3)従たる営業所の名称変更の場合は、上記①に該当、この場合、変更届出書第二面は、「3従たる営業所の新設」「4従たる営業所の廃止」についてそれぞれ別葉で作成する。

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定

変更前

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」及び 「**般**
特」については、不要のものを消すこと。
 - 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば **A** **建設工業** のように左詰めで記入すること。
 - 5 「許可番号」の欄の「 **大臣**
 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 6 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
 - 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
 - 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
 - 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
 - 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
 - 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
 - 12 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は のように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
 - 13 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 **A** **建設**
 B **建設** **有**
- | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 14 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は のように1文字として扱うこと。
 - 15 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
 - 16 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 17 「主たる営業所の所在地」及び 「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。

18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

19 44「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 専任の技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った

令和 6年 8月 15日

該当するものに○をつける

地方整備局長
北海道開発局長
鹿児島県知事 殿

鹿児島市鴨池新町10-1
ガッツ建設工業(株)
届出者 代表取締役 鶴丸 みずえ

項番 大臣コード
知事
許可番号 51 3 国主交通大臣 許可(一般) 06 第006856号 許可年月日 令和06年07月30日
鹿児島県知事

記

番号、年月日は右詰で、空位の欄は「0」で埋める

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 52 3 5 10

生年月日 13 14 16 18
年月日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合 姓と名の間は1マス空ける

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 山本 秀夫 3 10

生年月日 13 14 16 18
S 3 3 年 0 4 月 0 4 日

営業所の名称 志布志営業所 建設工事の種類 土・建・と・石・園

この例では、志布志営業所が廃止になるため、
「変更届出書(第一面、第二面)」を作成し、一緒に提出する必要がある

氏名 53

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18
年月日

営業所の名称 建設工事の種類

氏名 53 3 5 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18
年月日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設****太郎**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 6年 8月 30日

地方整備局長
北海道開発局長
鹿児島県知事 殿

鹿児島市鴨池新町10-1
ガッツ建設産業(株)
届出者 代表取締役 鶴丸 みづえ

届出の区分
項番 3
5 4 2
(1. 全部の業種の廃業)
2. 一部の業種の廃業

一部廃業の場合は営業所の業種が変わるので、
変更届出書(第二面)を作成して添付する。

番号、年月日は右詰で、空位の欄は、「0」で埋める。

大臣コード
知事
許可番号 5546
国土交通大臣 鹿児島県知事 許可(一般) 06第006856号 令和06年07月30日
許可年月日

廃業する業種を記入する。

記
廃止した建設業
56
土建 大左と石屋 電管 夕鋼筋 舗しゅ板 ガ塗 防内 機絶 通園 井具 水消 清解
届出時に許可を受けている建設業
57
3 5 10 15 20 25 30
2 2 1 1
(1. 一般)
2. 特定

行政庁側記入欄
整理区分 58
決裁年月日 59 令和 年 月 日

この例によれば、専任技術者(松若和秀)の担当業種の変更が必要となることから「専任技術者証明書(新規・変更)」も併せて提出する。

枠内は記入不要

【備考】
廃業等の年月日 令和 6年 8月 20日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため
この例によれば、専任技術者(松若和秀)の担当業種の変更が必要となることから「専任技術者証明書(新規・変更)」も併せて提出する。
この例によれば、専任技術者(松若和秀)の担当業種の変更が必要となることから「専任技術者証明書(新規・変更)」も併せて提出する。

該当する理由に○をつける。

様式第二十二号の四

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

変 更 届 出 書

令和 6 年 8 月 15 日

国土交通大臣
許 可 番 号 許可(般・特-4)第 6856 号
鹿児島県知事

法人の場合のみ記入

法 人 番 号 1234567890123

許 可 年 月 日 令和 6 年 7 月 30 日
〒 890-8577

所 在 地 鹿児島市鴨池新町10-1
建 設 業 者 名
商 号 ガッツ建設産業(株)
申 請 者 名 代表取締役 鶴丸 みずえ

九州地方整備局長
殿
鹿児島県知事

事業年度(第 17 期 令和 5年 5 月 1 日から令和 6年 4 月 30 日まで)が終了
したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

提出する書類に○をつける

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表, 損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書
(10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況

「健康保険等の加入状況」に変更がある場合には○をつけ、「健康
保険等の加入状況」(様式七号の三)及び保険料納入告知額・領
収済額通知書等、雇用保険料納入証明書等を添付

定款の変更がある場合には○をつけ、変更後の定款及び株主総会議事録を添付

- 記載要領 1 「九州地方整備局長 知事」については不要なものを消すこと。
2 (1) から (13) までの事項については、該当するものを○でかこむこと。

(参考) 建設業法で定める標識の掲示

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(建設業法第40条)

様式第28号(第25条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を「店舗」に掲げる場合

35 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称 代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第号	
		国土交通大臣 知事 許可()第号		
	この店舗で営業 している建設業			
	40cm以上			

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

様式第29号(第25条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を「建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る)の現場(現場は元請のみ)」に掲げる場合

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第号		
許可年月日				
	35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。